

「学校いじめ防止基本方針」(令和4年度改訂)

山都町立矢部中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうること、状況によっては生命に関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

この矢部中学校いじめ防止基本方針（以下「本校の基本方針」という）は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び県や町の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、本校がいじめの防止等（いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。よって、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、県、町、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、特に次の点に留意する。

- いじめを受けた生徒の立場に立つこと。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察すること。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策委員会」を活用すること。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、生徒が関わっている仲間や集団（グループ等）、当該生徒と何らかの人的関係を指すこと。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、いじめの要素が潜んでいる可能性があることを踏まえ、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目すること。
- 好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、十分加味したうえで対応する必要があること。

具体的とはいじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、大人も生徒も一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする必要がある。

4 いじめの防止に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象とした未然防止の働きかけが重要であり、いじめに向かわることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となって継続的に取り組む。

また、学校での教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する力を養成する。

さらに、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整・解決していく

ける力や、自分の言動が相手や周りに与える影響を考えて行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図る。また、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくることで未然防止に取り組む。

いじめの防止には、いじめ問題に取り組むことの重要性について、家庭・地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めていく。そのため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応する。

いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して生徒を見守る。

(3) いじめへの対処

学校は、いじめがあることを確認した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備する。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた生徒がいじめられた生徒に謝罪することで終息とすることにならないよう留意し、生徒の関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで指導する。また、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していき、全ての生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進める。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学級・学年懇談会や地区懇談会等PTA活動において学校から情報を発信し、学校と家庭との連携を進める。また、地域づくり協議会など、いじめの問題について協議する機会を設け、アンケート等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供することで、地域社会と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が生徒の変化や悩みを受け止めることができるよう、あいさつ運動や地域学習等をとおして地域の人々との交流の機会を設けたり、学校だよりで情報発信をしたりする。

(5) 関係機関との連携について

学校と町教育委員会において必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な

効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携して取り組む。そのために、平素から、関係機関の担当者の情報交換や情報共有体制の構築に取り組む。

そのために、学校等警察連絡協議会等において積極的に情報交換を行い、教育相談の実施に当たっては必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、あるいは地方法務局等、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

名 称	学校いじめ対策委員会	
目 的	法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う。	
構成員	校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、人権教育主任	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町相談員、町福祉課担当者、県福祉課相談員、児童相談所相談員等の心理や福祉の専門的な知識を有する者を、必要に応じて構成員とする。 ※重大事態発生時は即応
実施回数	毎学期2回、生徒指導委員会時に実施	
内 容		
未然防止	いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り	
早期発見 ・事案対処	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の気付き（日常的な観察等） ・生徒や保護者等からの訴えなど ・定期アンケート、教育相談（計画的・随時） ・「心のアンケート」、いじめ匿名連絡サイト <p>◇早期発見・事案対処のため窓口を一元化するため、「情報集約担当者」（生徒指導主事）を1名置き、情報の記録と共有を図る。</p> <p>◇いじめに係る情報の迅速な共有、アンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断</p> <p>◇被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の、体制・対応方針の決定と、保護者との連携などの対応</p>	
③学校いじめ 防止基本方 針に基づく 取組	<p>◇取組の実施や、年間計画の作成・実行・検証・修正</p> <p>◇いじめの防止等に係る校内研修の企画、運営</p> <p>◇方針の実効性に関する点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）</p> <p>◇いじめ防止の取組、いじめの相談窓口等の周知と、把握・認識状況の確認</p>	

2 いじめの防止等に関する措置

①いじめの防 止	<p>◇生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に取り組む。</p> <p>◇未然防止の基本として、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、</p>
-------------	---

	<p>規律正しい態度で活動に主体的に参加・活躍できる、授業実践、人権を尊重し合う集団づくりを行う。</p> <p>◇いじめの被害者を助けるため、傍観者とならず、学校への報告をはじめ、いじめを止めるための行動の重要性を理解させる。</p> <p>◇集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスを乗り越え、互いのよさや可能性を認め合える人間関係・学校風土を作る。</p> <p>◇教職員の人権感覚やコミュニケーション能力等を高め、信頼関係を築く。また、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう、発言や指導の在り方に細心の注意を払う。</p>
②早期発見	<p>◇いじめは、大人の目に付きにくい時間・場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識する。</p> <p>◇些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわる。</p> <p>◇いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知する。</p> <p>◇生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。</p> <p>◇定期的なアンケートや教育相談の実施、生徒による委員会等の設置など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。</p> <p>◇生徒からのSOS発信や教職員への報告は、多大な勇気を要するものであることを理解し、相談等に対し迅速に対応することを徹底する。</p>
③いじめに対する措置	<p>◇教職員、地方公共団体職員、保護者は、相談を受けた場合においていじめがあると思われるときは、学校への通報その他適切な措置をとるものとする（法23条）。</p> <p>◇教職員は、生徒からの相談を受けた場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」に報告し、学校の組織的対応につなげる。 ※情報の抱え込みや報告を行わないことは法に違反し得る。</p> <p>◇教職員は、学校の定めた方法に沿って、いじめに関する情報を適切に記録する。</p> <p>◇「学校いじめ対策委員会」で情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。</p> <p>◇加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等の連携の下で取り組む。</p>
④解消の判断	<p>◇ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの条件が満たされている必要がある。</p> <p>◇ 次の2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」で生徒の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。</p> <p>(ア) いじめに係る行為が止んでいること ・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。</p> <p>(イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。</p>

3 いじめの防止、早期発見についての年間計画

月	活動内容	備考
4	◎第1回対策委員会（基本方針・年間計画確認） ○PTA総会、授業参観、学級懇談会 ○児童・保護者への相談機関等の周知 ○見つめカード・教育相談	・始業式・入学式 ・学級活動（学級開き） ・家庭訪問
5	○人権学習 ○生徒総会 ○職員会議（基本方針・年間計画確認、生徒理解等） ○5.23集会 ○見つめカード・教育相談	・体育大会 ・集団宿泊教室（1年） ・1学期人権旬間
6	○心のきずなを深める月間 ○「命を大切にする心」を育む指導プログラム ○第1回hyper-QUアンケート ○見つめカード実施・教育相談	・郡中体連大会
7	○PTA授業参観（懇談会、情報モラルに関する講演会他） ○三者面談 ○学習・生活アンケート ○見つめカード実施・教育相談 ○第2回対策委員会（状況報告、進捗確認、アンケート分析） ○地区別懇談会（学校からの情報発信）	・保育実習（3年） ・職場体験学習（2年） ・終業式 ・県中体連大会 ・町同和教育研究会
8	○校内研修（道徳教育、いじめ問題行動等への対応）	・郡学校人権教育研究会 ・始業式
9	○職員会議（2学期のいじめ防止取組、生徒理解） ○見つめカード実施・教育相談	
10	○人権学習 ○見つめカード実施・教育相談 ○第3回対策委員会（状況報告、進捗確認、アンケート分析）	・文化祭 ・町中学・高校人権講演会
11	○公立学校「心のアンケート」実施 ○見つめカード実施・教育相談	・町同和教育授業研究会 ・2学期人権旬間
12	○PTA授業参観（懇談会、人権教育講演会他） ○学習・生活アンケート ○3年三者面談 ○見つめカード実施・教育相談 ○第4回対策委員会（状況報告、進捗確認、アンケート分析）	・修学旅行（2年） ・終業式
1	○職員会議（3学期のいじめ防止取組、生徒理解） ○第2回hyper-QUアンケート ○見つめカード実施・教育相談	・始業式 ・高校入試
2	○人権学習 ○性に関する指導 ○見つめカード実施・教育相談 ○新入生説明会（保護者向け情報モラル講演）	・3学期人権旬間 ・高校入試
3	○見つめカード実施・教育相談 ○第5回対策委員会（反省と来年度への志向）	・卒業式 ・修了式
上記以外の取組		
○あいさつ運動（生徒会、PTA） ○部活動キャプテン会議（月1回）		
○生徒指導委員会（月2回程度） ○学年主任会（週1回） ○不登校・特別支援委員会（月2回）		
○人権教育推進委員会（月1回） ○スクールカウンセラーによる面談 ○ケース会議		

3 重大事態への対処

(1) 重大事案の意味

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法第28条)

◇ 第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に例示する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◇ 第2号の「相当の期間」については、年間30日以上の不登校状況を目安とする（30日未満でも、一定期間、連続して欠席している場合には、町教育委員会・学校の判断で迅速に調査に着手する。）

◇ 生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあれば、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体

- 学校や町教育委員会だけでなく町総合教育会議を開催し対処する。
- 学校は、町教育委員会を通じて町長へ事態発生について報告する。
- 町教育委員会は、調査の主体を町教育委員会と学校のどちらにするかを判断する。

(3) 調査主体が学校の場合

(ア) 調査組織の設置

- 専門的知識及び経験を有し、当該関係者と直接の人間関係を有しない第三者の参加を図ることにより、公平性・中立性を確保する
- 学校いじめ対策委員会を母体として、状況に応じた調査組織を設置する。

(イ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的事実関係を速やかに調査する。
 <いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合>
 - ・いじめられた生徒や情報を探した生徒を守ることを最優先にする。
 - ・いじめた生徒に指導を行い、その行為を直ちに停止させる。
 <いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合>
 - ・保護者の要望・意見を十分聴取し、協議の上、速やかに調査に着手する。
 - ・自殺に至った場合、同じ事態を防止するため、死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施する。この際、生徒の尊厳を保持し、遺族の気持ちに十分配慮する。

- たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合う姿勢を重視する。

(ウ) 被害生徒及びその保護者に対する情報提供

- 調査により明らかになった事実関係の情報を提供する。

※個人情報に配慮するが、それを盾に説明を怠ることがないよう留意する。

※調査に先立ち、調査（アンケート等）の結果を、いじめを受けた生徒やその保護者に提供することを、対象となる生徒や保護者に説明する。

(エ) 町教育委員会への報告（町教委から町長へ報告）

(オ) 調査結果を踏まえた必要な措置

(注) 本年度改訂しているが、町教育委員会の基本方針が改訂された場合、次年度も改訂を検討する。